

視能訓練士学科1年制課程 学科細則

(目的)

第1条

この細則は、学則および試験規定、学生規定に基づき、教育効果を促進し、社会貢献に寄与する医療人を育てるために定める。

(試験に関する方針)

第2条

1. 本試験素点が不合格（59点以下）の科目については、再試験を行う。
2. 再試験の結果が、不合格（59点以下）の科目については、その科目の単位を取得することができない。
3. 科目認定は試験で判定する。1科目の授業を2人以上の教員で担当する場合は、それぞれの試験で実施することがある。

(臨床実習に関する方針)

第3条

1. 実習に参加できる者は、実習前判定試験に合格した者とする。実習前判定試験とは、授業科目「視能検査学実習」の単位認定試験をさす。

(卒業判定に関する方針)

第4条

1. 卒業できる者は、当該学年における配置科目の全てを取得し、かつ総授業科目の出席すべき日数に対して出席率90%以上でなければならない。なお卒業判定は、臨地実習および国家試験対策演習の結果を総合的に判断し、それらの単位を取得したのものに対して卒業認定を行なう(学則第10条2項より)。
2. 学則第10条に定める総授業科目とは、単位履修科目及び指定補講、学科行事、臨地実習期間中の登校日を含めた総出席日数をさす。
3. 本学科の「国家試験対策演習(1単位)」単位履修試験は、1月から実施する模擬試験、卒業試験等をさす。なお、試験得点率の60%以上を合格基準とする。
4. 最終的な卒業判定は、学則第10条および、上記1、2、3項に基づき学校長、常務理事を含む卒業判定委員会で総合的に判定する。

附則

この細則は、平成31年4月1日より実施する。